

雇用保険関係の申請・届出を行う皆様へ

令和5年10月1日付けの法令改正等により、日雇い労働関係の手続きを除き、雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となりました。

これに伴い、一部の手続きにおいては身分証のご提示が必要となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひします。

令和5年10月1日以降、身分証のご提示が必要となる手続き

事業所・被保険者関係

- 雇用保険関係各種届出等再作成・再交付申請
- 雇用保険適用事業所情報提供請求

雇用継続給付・育児休業等給付・介護休業給付関係

- 高年齢雇用継続給付・育児休業等給付・介護休業給付関係各種届出書等再作成・再交付申請
- 60歳到達時賃金日額登録該当予定者一覧表照会申請
- 高年齢雇用継続給付受給資格状況確認依頼

***押印がある場合も、身分証のご提示が必要となります**

***有効な身分証の範囲は、管轄のハローワークへご確認ください。**